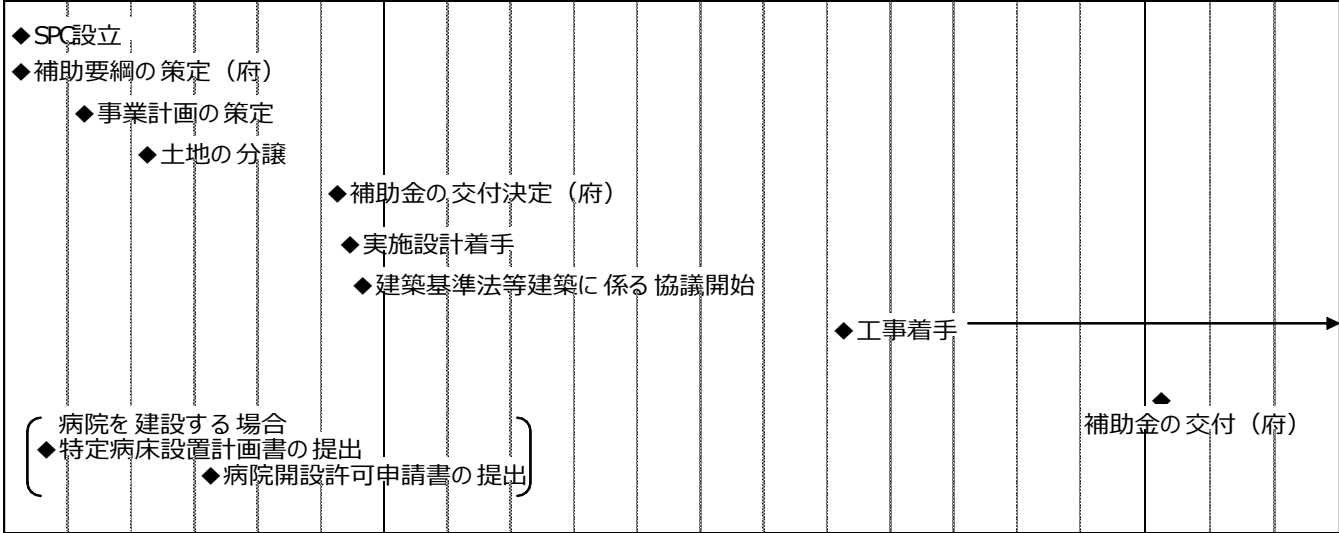


事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）										
<p>1 事業の概要 地域活性化総合特区に指定されたりんくうタウン・泉佐野市域において、「国際医療拠点」となる施設建設が予定されている。 <平成25年度当初予算要求時における施設の概要（案）></p> <table border="1" data-bbox="302 533 1386 802"> <tr> <td>敷地（延床）面積</td> <td>約8,500平方メートル（40,000平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>建物規模</td> <td>10階建て</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>約120億円</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>特定のクリニックを中心としたSPC（特定目的会社）</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>建設する施設の機能としては、<高度がん医療機能>、<健康づくり機能>、<メディカルホテル機能>及び<国際交流・観光機能>の4つを想定</td> </tr> </table> <p>2 補助事業の考え方 (1) 府は、事業者のイニシャルコストの軽減を図るべく、施設の建設費の10%相当額（上限10億円）を補助する。 (2) 特区の実現を牽引する本事業の実施により、特区全体としての効果を以下のとおり試算している（国に提出した「経済波及効果等調」より抜粋）。 ・経済波及効果：約542億円 ・雇用創出効果：約5,400人 (3) 地域活性化総合特別区域計画書における数値目標 ・外国医師臨床修練等受入数（新規）→累計約100件（平成27年度末） ・がん患者診療数→累計約32,000件（平成27年度末） (4) 24年度当初予算（10億円）として予算化されたが、事業進捗の遅れから25年度当初予算に再計上した（25年度当初予算は2億円、残り8億円を債務負担行為とした）。</p> <p>3 事業の流れ（部局の想定）</p> 	敷地（延床）面積	約8,500平方メートル（40,000平方メートル）	建物規模	10階建て	総事業費	約120億円	事業主体	特定のクリニックを中心としたSPC（特定目的会社）	事業概要	建設する施設の機能としては、<高度がん医療機能>、<健康づくり機能>、<メディカルホテル機能>及び<国際交流・観光機能>の4つを想定	<p>1 予算措置がなされているにもかかわらず、現時点において事業主体（SPC）が構成されておらず、事業計画も策定されていない。</p> <p>2 補助金を交付できるのは、地方自治法上、公益上必要がある場合が前提（※）となるが、現段階では、補助金交付要綱も制定されておらず、補助対象となる具体的な経費内容が定まっていない。</p> <p>3 今後策定される事業計画が、試算されている経済波及効果等にどう結びつくのかを審査する体制及び手法が決まっていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※地方自治法第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> </div>	<p>1 補助金の交付に向けて、公益上の必要性の観点から、補助対象となる経費をより明確にするとともに、事業計画の信頼性を適切に担保することが課題である。</p> <p>2 現在、SPCの設立など具体的なスケジュールが見通せない状況にあるが、交付決定までの間に本事業に対する補助金の交付について公益上の必要性があることを、府として適切に審査していくとともに、事業実施後においても着実に所期の事業目的が達成されているかを適宜フォローしていく必要がある。</p> <p>（委員意見） 補助金交付決定に当たっては、今後明らかになる予定の事業計画について、特区を牽引するに相応しい施設であるかどうか、事業の実現可能性や継続性が十分かなどについて、独立した外部の有識者の意見を聴くなど、幅広い専門的見地から公益上の必要性について審査を行われたい。また、補助金交付後においても、所期の事業効果が発揮されているかについて、適宜事業評価を行われたい。</p>
敷地（延床）面積	約8,500平方メートル（40,000平方メートル）											
建物規模	10階建て											
総事業費	約120億円											
事業主体	特定のクリニックを中心としたSPC（特定目的会社）											
事業概要	建設する施設の機能としては、<高度がん医療機能>、<健康づくり機能>、<メディカルホテル機能>及び<国際交流・観光機能>の4つを想定											

措置の内容

補助金の交付決定に当たっては、当該施設が本特区の目的実現を牽引する施設となるよう、医療・法務・事業経営の専門家からのアドバイスを基に定めた交付要綱に従い審査を行った。要綱上、補助金交付後も10年間、事業の実施状況を確認していくこととしており、毎年、特区事業の実施状況及び事業効果における数値目標の達成状況等の評価を行っている。

監査（検査）実施年月日（委員：平成25年8月23日、事務局：平成25年7月1日から同月11日まで）